

令和 6 年度 第 2 回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 錄

御殿場市農業委員会

開催日時 令和6年5月13日（月）午後2時00分から3時20分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員（31人）

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	10番 勝亦里沙君
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口惠治君	30番 杉山裕君
31番 林良三君	

欠席委員（0人）

議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第8号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 石田 真由美 石田 萌乃 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

会議の概要

事務局長

5月1日付で事務局職員1名が育休から復帰いたしました。委員の皆様に一言ご挨拶申し上げます。

(挨拶)

ただ今から令和6年度第2回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。

会長

--会長挨拶--

事務局長

ありがとうございました。

諸般の報告をさせていただきます。本日は31名全員の出席ということで、過半数に達しておりますので、会議が成立していることを報告させていただきます。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めさせていただきます。

会長よろしくお願ひいたします。

会長

これからのお進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願ひいたします。

会長

日程3 議事録署名人の指名ですが、3番加藤由富委員、4番立道和策委員よろしくお願ひします。

会長

日程4 会議書記の指名ですが、石田（萌）書記を指名いたします。

会長

日程5 農地法に関する報告事項に入ります。

報第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

報第3号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年5月13日報告。今月の4条の届出は1件です。

(番号1について内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長

ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長	報告事項でございますので、ご了承お願いします。
会長	報第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
事務局	議案書の2ページをお願いします。 報第4号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年5月13日報告。今月の5条の届出は6件です。
	(番号1～6について内容の読み上げ) 以上で事務局からの報告を終わります。
会長	ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。
	(質問、意見等 なし)
会長	報告事項でございますので、ご了承お願いします。
会長	日程6 農地法に関する事項に入ります。議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。 なお本議案につきましては、整理番号2に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号1、3について審議をいたします。その後整理番号2について審議いたします。それでは整理番号1、3について事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお願いします。 議案第6号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年5月13日提出。今月の3条許可申請件数は3件です。 さきに整理番号1、3について説明いたします。
	番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 409 m ² 譲受人は経営規模拡大のため譲渡人から使用貸借により借り受けるものです。 整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
	番号3 (議案書の内容読み上げ) 田 1,121 m ² 譲受人は新規就農のため譲渡人より買い受けるものです。また今回の整理番号3は譲受人が法人であり農地法により農地所有適格法人の申請となっております。農地所有適格法人の要件につきましては、申請書や企業の定款を確認し必要項目が足りていることを事務局で確認させていただいております。 整理番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべ

てを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号 1 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 2 番委員

調査日は令和 6 年 5 月 1 日です。譲渡人、譲受人に電話で伺いました。

申請については、本人が申請したもので、内容に間違いないということです。

譲渡人は、年 3 回草刈りをしている。農地を荒らしてほしくないということでした。使用貸借ということですから、ただで貸してやるということです。譲受人は、新規就農のため農地を探しているということです。譲受人宅より歩いて 1 分ほどの距離でありますので、ぜひ借りたいということです。

効率的な利用は、譲受人は 20 年ほど勤めた会社を退職し、新規就農を目指して、4 年ほど前に転職。転職後の勤務先にて 4 ha の水稻作業と受託作業を任せられていたということで、十分だと思われます。

耕作管理計画につきましては、畑として活用したいということです。

転貸しは、ありません。

地域との調和ですが、草を刈ったり、耕運をしてあるようです。頑張ってやっておりますので支障は無いと思いますが、あれば対応するということです。

以上です。

会長

整理番号 3 について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 番委員

調査日は令和 6 年 5 月 6 日です。調査場所は自宅及び現地で行いました。

申請行為について、本人が申請したもので内容には間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容、譲受人は新規就農のため、耕作が不便である上労働力が不足で譲渡人から農地を買い受けるための申請です。農地の取得は適正と思われます。

効率的な利用、取得する農地は自宅から 1.8 km で車で 10 分ほどです。農作業従事者は本人と従業員 4 名で、本人は個人で長年農作業の経験があります。農機具については、トラクター、耕運機、噴霧器、軽トラックを代表者が所有しています。ポン菓子製造を販売するため豆類、モロコシを作付し耕作する予定です。以上のことから今回取得する農地も効率的に耕作管理されると思われます。

耕作管理計画、新たに取得する農地は休耕期間が長く、許可後すぐ整地、地ならしを行うとのことです。申請地の一部には滲み水が多い場所があるため業者を使って調査、地盤の改良をする予定とのことです。長年休耕地であったため、本年は肥料のすき込み後、養生予定とのことです。

転貸し、転貸しはありません。

地域の調和ですが、耕作地内に発生している滲み水については周辺に影響がないように申請地内で対応します。地域農業集落の決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことです。

以上です。よろしくご審議お願いします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、整理番号 2 について審議をいたします。
なお本議案につきましては、10番委員が申請代理人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、10番委員はご退席をお願いいたします。

(10番委員退席)

会長 それでは整理番号 2 について、事務局から説明を求めます。

事務局 整理番号 2 について説明いたします。
番号 2 (議案書の内容読み上げ) 畑 255 m²
譲受人は新規就農のため譲渡人より贈与を受けるものです。
整理番号 2 について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、整理番号 2 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

1番委員 調査日は令和6年5月4日です。調査場所は、譲受人は自宅及び現地で行いました。
譲渡人は遠方ですので電話で聞き取りをしました。
申請行為について、本人が申請したもので内容に間違いはありません。
権利の設定、移転等の内容、譲渡人は譲受人より贈与するもので祖父が譲渡人の先代から借り受け、耕作を開始。祖父が亡くなった今も両親と3人で耕作管理を行なっており、申請地を借り受け約80年が経過した今、譲渡人も高齢になり無償で譲り受け、引き続き耕作管理することで話が纏まることです。以上のことから農地も効率的に耕作管理されると思われます。
効率的な利用、取得する農地は自宅から200m、徒歩3分です。農作業従事者は本人と両親で、農作業の経験は両親が50年、本人が20年です。農機具については、軽トラック1台、耕耘機1台を保有しています。従事状況は適正と思われます。
耕作管理計画、取得する農地は今まで通り畠として管理することです。
転貸はありません。
地域との調和、現地の農地利用については地元の決めを厳守して農作業を行うとのことです。
以上です。よろしくお願いします。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
10番委員は戻ってご着席ください。

(10番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案とおり決定されたので、ご報告いたします。
今後こういう案件が増えてくるかと思いますので、皆さん対処をよろしくお願ひします。

会長 続きまして、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いします。
議案第7号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年5月13日提出。今月の5条許可申請は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 6,091 m²

転用内容は、売買による太陽光発電設備です。

農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号2は先月の総会で議決された病院移設新設に伴う関連事業となります。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 801 m²

転用内容は、賃貸借による作業事務所で、期間は令和7年3月31日までの一年間の一時転用です。

農地の区分は、いずれの区分に該当しないため、第2種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

24番委員 本件の概略ですが、農地を売買してそこに太陽光発電施設を設置したいというものであります。現地には令和6年5月4日に行きまして確認しております。譲渡人両名いずれも令和6年5月4日、各々の自宅に訪問しまして面談しております。譲受人は、令和6年5月7日に開発部の担当者に電話をいたしまして調査いたしました。
申請行為につきましては、譲受人及び譲渡人、本人が申請したもので、内容に間違い

はありません。

転用理由ですが、譲渡人は60歳代、70歳代と高齢化してきている上、いずれも今後の担い手がおらず、しだいに土地の維持管理が難しくなってきつつある中、太陽光発電の話が持ち上りました。計画に賛同し今般の申請となったものであり、やむを得ないと判断いたします。

資金につきましては、土地購入費、土地整地費、設備機器費、設備工事費といたしまして約4千7百万円を予定しております。すべて自己資金で対応することです。

他の権利者の同意ですが、他の権利設定はありません。

転用時期につきましては、許可が出たらすぐに計画を進めて着工したいとのことです。

他法令については、国に対しての再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けているようです。都市計画法での許認可は必要性ないものの、土地利用に関しては4月に承認されているということでございます。

転用面積につきましては、6,091 m²と、事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響についてですが、申請地は大部分が山林と河川に囲まれております、北側の一部、約6m程度ですが、ここが農地と接している場所があります。しかし、この境界線付近には緑地帯を設ける予定で、隣接する農地への支障は無いと思われますが、万一問題が発生した場合は、自己の責任で対処することです。因みに、雨水排水は調整池を作り、隣接する河川に放流することあります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

12番委員

調査日は令和6年5月6日に譲渡人、7日に譲受人の担当の方に、電話で聞きました。この案件は、先月病院建設で農転を決定させてもらいましたが、その病院建設に伴う譲受人の事務所と、駐車場を作りたいということです。

申請行為にあっては、本人が申請したもので内容に間違いはありません。

転用理由は、譲渡人は工事終了後現状1年で復旧するとのことで、又地域医療の貢献になるので、貸しますということでした。譲受人は、工事場所に近く事務所と駐車場が確保できるので、借りたいということでした。

資金については、十分に確保されているようです。

他の権利者の同意ということで、他の権利者は無いということです。

転用時期は、許可後すぐに着工したいということです。

他法令による許可等を必要とする場合、そのような必要は無いということでした。

転用面積は、事務所と駐車場10台前後停めるには適正だと思われます。

周辺への影響は無いと思われますが、有れば対応するということでした。

以上です。よろしくお願いします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 整理番号1について、面積が常設審議員会の案件ですので、今月の22日に県でかけられると思いますので、最終決定はその時になると思いますので、ご了承願いたいと思います。

整理番号2については、4月に受付けて採決いただきました案件の、工事用の敷地ですので終わりましたら現況に復帰になろうかと思いますので、その点も含めましてよろしくお願いします。

会長 次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

なお、本議案につきましては、整理番号12に議事参与の制限に該当する委員がおりますので、まず整理番号1から11、13から24について審議をいたします。その後整理番号12について審議いたします。それでは、整理番号1から11、13から24について、事務局から説明を求めます

事務局 議案書の6ページをお願いします。

議案第8号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和6年5月13日提出。

議案書7ページの議案第3号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が5月14日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が24件で、合計面積は68,957m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

整理番号12については、後で説明いたしますので、順に説明します。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 1筆 2,911m²

番号2～4、6～11及び15～24 (議案書の内容読み上げ) 120筆 56,379m²

番号5、13、14 (議案書の内容読み上げ) 20筆 7,177m²

整理番号2から24は、市内のは場整備に伴い、担い手へ集積を要するため、中間管理事業を利用して賃貸借契約を結んだものになります。

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 続きまして、整理番号 12 について審議します。

なお本議案につきましては、19番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、19番委員はご退席をお願いいたします。

(19番委員退席)

会長 それでは整理番号 12 について、事務局から説明を求めます。

事務局 整理番号 12 について、説明いたします。

番号 12 (議案書の内容読み上げ) 11 筆 2,490 m²

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

19番委員は戻ってご着席ください。

(19番委員着席)

会長 この案件は、市内のほ場整備の関係ですので、皆さんご理解をよろしくお願いします。

会長 ただ今審議した結果、本案については原案とおり決定されたので、ご報告いたします。

会長 これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 (連絡事項)

1. 農業委員会親睦会の監査報告について
2. 遊休農地について

先月の農業委員会総会でご質問ありました、遊休農地に関してご報告をさせていただきたいと思います。

資料はございませんが、口頭でご報告させていただきます。市内の農地で草が人の背丈ほどまで伸びており、近隣の方からも管理をして欲しいという声があがっているというお話をしました。事務局で現地確認及び所有者等について確認をしましたところ、所有者の方は既に亡くなられており、ご家族の方も市内にいらっしゃなく、所有者の方の娘さんが県外にいるということで電話で連絡をしたところ、草刈りについては、シルバーハンモックセンターに依頼をしてみることとした。また、農地の所有者を確認しましたところ、相続がされておりませんでした。農地を管理している方も変更が必要となり、もし農地を売る場合でも相続を進めていただかないと売ることも難しい旨、お話をしましたところ、現在、相続を進めているとのことでした。事務局では、引き続き注視してみたいと考えております。

以上、先月のご質問に対するご報告になります。

4番委員

ありがとうございました。

事務局

3. 令和7年度農地利用最適化施策に関する意見及び農業施策に関する要望事項の提出について

(資料説明)

4. 令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

(資料説明)

5. 先進地活動事例（沖縄県 北大東村）紹介並びに協議

6. 農業会議情報のご案内

7. 農業委員会座席表について

8. 次回総会 6月12（水）午後2時00分

御殿場市民会館 3階 第7会議室

連絡事項は以上になります。

ここまでで、ご質問等ございましたら、お願ひいたします。

事務局長

最後に事務局からですが、御殿場市におきましては地域計画を昨年度頑張ってやっていただいたということで、静岡県内でも地域計画の進みが、かなり進んでいる自治体となっております。明日、県の農業担当者が集まる会議がありますが、そこで御殿場市がモデル地区ということで、地域計画の取り組みを15分程度発表しますので、頭の片隅に置いといていただければと思います。当日は、事務局職員4名で行ってまいります。よろしくお願ひします。また、5月の末に九州の農業委員会の町が御殿場に視察に来たいということです。地域計画について静岡県に問い合わせしたところ、御殿場市が良いのではないかということで視察に来ます。農業委員さん数名がいらっしゃるということで、5月31日に市役所で説明させてもらいます。

以上をもちまして、令和6年度第2回総会を閉会いたします。長時間にわたり、お疲れ様でした。どうぞ気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

議長 _____

議事録署名人 3番 _____

議事録署名人 4番 _____